

# 第13回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月28日(水)午前9時30分から午前9時55分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室
3. 出席委員 16人
- |         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 会長      | 17番 | 山田健一  |
| 会長職務代理者 | 11番 | 山本登   |
| 委員      | 1番  | 居内和則  |
|         | 3番  | 鎌田直人  |
|         | 4番  | 川崎伸弘  |
|         | 5番  | 遠藤優一  |
|         | 6番  | 福田稔   |
|         | 7番  | 松尾貴子  |
|         | 8番  | 藤田政揮  |
|         | 9番  | 中川一弘  |
|         | 10番 | 立石雄治  |
|         | 12番 | 小田切英治 |
|         | 13番 | 佐々木義彦 |
|         | 14番 | 鈴木圭一  |
|         | 15番 | 矢萩一毅  |
|         | 16番 | 首藤勝広  |
4. 欠席委員 2番 鬼塚秀明
5. 議事日程
- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 報告第1号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の失効について |
| 議案第1号 | 現況証明について                              |
| 議案第2号 | 農地法第18条第6項の規定に基づく通知の受理について            |
| 議案第3号 | 農地等の所有権移転について                         |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地保有合理化事業に係る買入協議について                  |
6. 議事録署名委員
- |    |      |
|----|------|
| 3番 | 鎌田直人 |
| 9番 | 中川一弘 |
7. 出席事務局職員
- |       |      |
|-------|------|
| 事務局長  | 川合正人 |
| 事務局次長 | 本間保司 |
| 農地係長  | 石垣友伯 |
| 事務局主査 | 竹岡亮  |
| 農地係主事 | 猪股路子 |

## 8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第13回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。
議長	本日の出席委員は、16名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。本日の会議の議事録署名委員として、3番鎌田委員、9番中川委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の失効について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号の朗読説明) 本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長報告を求めます。
10番	本日開催した農地常任委員会における質疑の内容について報告します。小田切委員より失効に至った理由について説明を求められ、事務局より、買い手の失念による支払い期限の経過により失効したこと、及び、このような事態が繰り返されないよう支払期限前には買い手に支払いについて確認する旨説明がありました。
議長	報告の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
事務局 議長	(議案第1号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく通知の受理について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。
議長	議案第2号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地等の所有権移転について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案第3号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の3ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

小田切委員より議案第4号の3番について、反当たりの単価が低いことについての質問があり、あっせん担当の山本委員より、当該農地はもともと湖の近くで水が付きやすい土地であること、及び、買い手が当該農地の土地改良事業の受益者として負担した経費を勘案して決定した価格である旨の説明がありました。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地保有合理化事業に係る買入協議について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第13回総会を閉会いたします。